

串間市における 原子力発電所設置についての 市民投票に関する条例

「串間市における原子力発電所設置についての市民投票に関する条例」は、串間市における原子力発電所の設置について、市民の意思を明らかにするために、公平かつ民主的な手続きを確保し、市政の円滑な運営に寄与することを目的として定められています。

昨年の12月に開催された串間市議会定例会において条例の一部改正が修正のうえ可決・制定されましたので、ここでは、その条例全文を掲載します。

串間市における原子力発電所設置についての市民投票に関する条例

な手続きを確保し、もって市政の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 市民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならぬ。

■目的
第一条 この条例は、串間市における原子力発電所の設置について、市民の意思を明らかにするために公平かつ民主的

■市民投票
第二条 前条の目的を達成するため、串間市における原子力発電所の設置に対する賛否についての市民による投票(以下「市民投票」という。)を行う。

■市民投票の実施とその措置
第三条 市民投票は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。
一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二

第一項第十号に規定する電気事業者から串間市に対し、原子力発電所の設置に係る建設同意の申請があつたとき。
二 市長が、市民投票を実施

する必要があると認めたと

者について行う。

り投票をすることができる。

第十六条 市民投票に関する運動は、買収、供応、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであつてはならない。

2 市長は、原子力発電所の設置に係る事務の執行に当たっては、市民投票の結果、過半数の意思を尊重するものとする。

■秘密投票
第八条 市民投票は、秘密投票とする。
■一人一票
第九条 投票は、一人一票とする。

■投票の効力の決定
第十三条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

■投票及び開票
第十七条 市民投票に関する事務を担当するため投票管理者、投票立会人、開票管理者及び開票立会人を置く。

■市民投票の執行
第四条 市民投票は、市長が執行するものとする。

■投票所についての投票
第十条 投票資格者は、投票日に自ら市民投票を行う場所に行き、名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

■無効投票
第十四条 市民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
一 所定の投票用紙を用いないもの

■委任
第十八条 この条例の施行に關し、必要な事項は規則で定める。

■市民投票の期日
第五条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、市長が定め、投票日の九日前までにこれを告示しなければならない。

■期日前投票等
第十一条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

二 ○の記号以外の事項を記載したもの
三 ○の記号のほか、他事を記載したもの
四 ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
五 ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

2 前項に規定する者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、串間市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十三年串間市条例第二号)の規定を準用するものとする。

■投票資格者
第六条 市民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満二十年以上の日本国籍を有する者で引き続き三箇月以上串間市に住所を有する者とする。

■投票の方式
第十二条 市民投票を行う者(以下「投票人」という。)は、原子力発電所の設置に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、原子力発電所の設置に反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

■市民投票の結果の告示等
第十五条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)

■投票資格者名簿
第七条 市長は、投票資格者に関する市民投票資格者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところによ

■投票運動

2 この条例は、投票日の翌日から起算して九十日を経過した日にその効力を失う。

2 名簿への登録は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十一条第一項に規定する

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、投票日の翌日から起算して九十日を経過した日にその効力を失う。

